

群馬県警察の庁舎の管理に関する訓令

昭和42年2月20日
本部訓令甲第2号

〔沿革〕 昭和45年4月本部訓令甲第8号、51年3月第1号、60年5月第5号、8月第6号、62年3月第4号、63年3月第4号、平成元年3月第2号、2年3月第1号、4年6月第9号、6年3月第7号、9年1月第1号、11年3月第8号、15年3月第3号、16年3月第8号、第12号、17年3月第2号、18年3月第5号、11号、23年2月第2号、24年3月第3号、25年3月第4号、12月第9号、27年3月第5号、12月第13号、28年3月第3号、29年12月第15号、30年3月第3号、令和2年3月第2号、3年3月第3号、9月第14号改正

(概要)

この規定は、庁舎管理責任者、防火管理者の責務及び職員の施設の使用等を定めた訓令である。